

手数料に関する事項

許可番号 12-ユ-301009

事業所名 株式会社 CJ パーソナル

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	100,000 円まで 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	雇用契約（無期及び有期契約）の成立した 1 人について 22,500 円まで 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>70%（または 140 万円）</u> ＊いずれか高い方を限度とします。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または 100 万円）</u> ＊いずれか高い方を限度とします。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。